

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法一一条、三一条、三二条違反をいうが、実質において單なる法令違反の主張であって、刑訴法四三三条の抗告理由に当たらない。

よって、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成三年六月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	園	部	逸	夫
裁判官	坂	上	壽	夫
裁判官	貞	家	克	己
裁判官	佐	藤	庄	市 郎
裁判官	可	部	恒	雄